

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 示 保険医等の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

都市計画の変更

公有水面の埋立ての免許

◇ 正 誤 鳥取県農業改良資金貸付規則中訂正

告 示

鳥取県告示第九百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木村 妙子	鳥医第三、三二四号	昭和六十年九月三日
石井 啓太	鳥医第三、三一五号	〃
森下 英樹	鳥業第五八五号	昭和六十年九月五日

鳥取県告示第九百二十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
永見齒科クリニック	境港市誠道町五六―二	昭和六十年九月十四日

鳥取県告示第九百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路路三・三・一号 倉吉羽合線、三・四・八号 八屋福庭線、三・四・九号 上井羽合線及び三・五・十四号 福庭新田線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・一号 倉吉羽合線

変更する部分

倉吉市大塚字広瀬、字大荒神、字中道及び字燕子池並びに清谷字中

河原

2 三・四・八号 八屋福庭線

追加する部分

倉吉市清谷字長田

変更する部分

倉吉市清谷字中河原

3 三・四・九号 上井羽合線

変更する部分

倉吉市大塚字七峰及び字砂田

4 三・五・十四号 福庭新田線

変更する部分

倉吉市新田字川尻及び字中通り並びに河北町字川尻及び字中通り

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百三十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

昭和六十年九月二十日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一―三から同大字字夏泊五五一七までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点とを直線で結んだ線、2の地点から5の地点までを順次に通る昭和五十九年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、5の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
1の地点 夏泊港防波堤灯台(北緯三五度三一分三八秒東経一三四度〇〇分一一秒)から一七四度三〇分二二四・四〇メートルの

地点

- 2の地点 1の地点から五七度〇〇分一三八・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一三八度〇〇分三九・三〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一八四度三〇分六〇・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二四五度四五分九三・二〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三一六度二〇分一四・四〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二七〇度〇〇分一〇・七〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二二四度〇〇分三・八〇メートルの地点

(三) 面積

一〇、六二七・九六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一―二地先から同大字字夏泊一九六七―二地先までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 夏泊港防波堤灯台から一〇度〇〇分九〇・〇〇メートルの

地点

- イの地点 アの地点から一四七度三〇分三七〇・〇〇メートルの地点
- ウの地点 イの地点から二三七度〇〇分二一〇・〇〇メートルの地点
- エの地点 ウの地点から三二七度〇〇分三八〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

七八、九八〇・二四平方メートル

五 埋立地の用途

- 漁港施設用地 約〇・六九七ヘクタール
- 漁港関連施設用地 約〇・三六六ヘクタール

正 誤

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十号)中の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤

正

十八

借り受けようとする資金、種類等

借り受けようとする資金の種類等